

原 議 保 存 期 間 1 年  
( 令 和 7 年 3 月 31 日 まで )

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿  
各 道 府 県 警 察 ( 方 面 ) 本 部 長  
( 参 考 送 付 先 )  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

事 務 連 絡  
令 和 5 年 9 月 4 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長

「青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール」に関する  
オンライン申請手続の取扱いについて

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）の証明書等の申請手続については、「「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和4年12月15日付け警察庁丙生企発第121号。）及び「「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の手続について（通達）」（令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号。）により運用されているところであるが、先般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」が策定され、自治体の行政手続効率化と国民の利便性向上に向けて、行政手続のオンライン化が推進されている現状等を踏まえ、都道府県警察においてオンラインによる申請に対応できる環境が整っている場合は、オンラインによる申請手続を実施しても差し支えないものとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

**【本件担当】**

生活安全企画課防犯団体・自主防犯係  
荒木警視（800-3031）  
筒井警部（800-3032）